

第 2 2 回八幡市農業委員会議事録

令和 7 年 5 月 7 日（水） 午後 2 時 0 0 分

八幡市役所 5 階 会議室 5－2

八幡市農業委員会長 奥 村 芳 治

前書は令和 7 年 5 月 7 日開催の第 2 2 回八幡市農業委員会総会の
議事録に相違ないことを承認します。

署名委員 （奥村 芳治） _____

署名委員 （金谷 泰宏） _____

署名委員 （前田 孝文） _____

案 件

議案第 71 号 農地法第 3 条許可申請審議の件
議案第 72 号 農地法第 5 条許可申請審議の件
議案第 73 号 非農地証明願い承認の件
議案第 74 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願い承認の件（入口）

出席農業委員

畑中 邦夫	関東 豊則	西川 吉之	古里 治彦
北川 邦彦	西村 忠雄	符川 亮	金谷 泰宏
奥村 芳治	前田 孝文		

欠席 辻 典彦 西川 茂男 猪飼美和子

出席農地利用最適化推進委員

上野 信昭	伊澤 治彦	山田 晃嗣	關西 保博
小里 隆信	佐野 富彦	堀口 雅智	

欠席 金森 一幸

事務局

近藤 茂雄	津田 誠樹	梶浦 靖人
-------	-------	-------

議 長
(奥村会長)

ただ今から、第 2 2 回八幡市農業委員会総会を開催いたします。
本日の農業委員の出席は、10 名ですので、本総会は成立しております。
本日の会期は午後 2 時から午後 5 時までとします。
次に、議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、
本日の署名委員さんについては、議席番号 9 番 金谷 康宏 委員と議席
番号 1 2 番 前田 孝文 委員にお願いします。

議 長	それでは、議事に入らせていただきます。 まずはじめに、「議案第 71 号 農地法第 3 条許可申請審議の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	議案第 71 号農地法第 3 条許可申請審議の件についてご説明申し上げます。 譲渡人、譲受人については議案書をご参照願います。 NO 1 申請物件所在 八幡東島 地目 田、面積 869 m ² NO 2 申請物件所在 内里東山川 地目 田、面積 1,165 m ² でございます。 (法説明) NO 1、NO 2 の譲受人それぞれにつきまして、農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考えます。 また、今回の案件は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないと思われますので、許可要件は満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	さる 4 月 3 0 日に農業振興部会を開催し、議案第 71 号の案件につきまして協議した結果、部会としては異議はございません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第 71 号 農地法第 3 条許可申請審議の件」につきましては、許可することといたします。
議 長	次に「議案第 72 号 農地法第 5 条許可申請審議の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	議案第 72 号 農地法第 5 条許可申請審議の件につきましてご説明申し上げます。 NO 1 申請物件所在 野尻円ノ元 地目 田、面積 2,181 m ²

	転用目的は、露天駐車場でございます。 NO2 申請物件所在 岩田大將軍 地目 田、面積 292 m²他 4 筆 転用目的は、農業用施設、露天駐車場でございます。 (法説明) NO1 の案件につきましては、市街化調整区域にある農地で、農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロに規定する地域であり、許可基準に定めるその他市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、許可相当と考えます。 NO2 の案件につきましては、市街化調整区域内にある農地で、農地法第 5 条第 2 項第 1 号イに該当する農用地区域内の農地です。今回、申請地において新設される農業用施設等については、農地法第 5 条第 2 項ただし書き、農用地利用計画において指定された用途に供するためにこれらの権利を取得しようとするとき、農地法施行令第 11 条第 1 項第 2 号イに規定されている、転用の不許可の例外にあたる施設に該当することから、許可相当と考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用 部会長	議案第 72 号の案件につきまして、5 月 2 日に農地転用部会を開催し現地確認、並びに協議した結果、異議はございません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第 72 号 農地法第 5 条許可申請審議の件」につきましては、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府知事に進達いたします。 次に「議案第 73 号 非農地証明願い承認の件」を議題といたします。事務局に朗読説明を求めます。
事務局	議案第 73 号 非農地証明願い承認の件についてご説明申し上げます。願出人につきましては議案書をご参照願います。 NO1 願出物件所在 野尻土井ノ内 地目 田、面積 9.91 m² 願出理由は、昭和 55 年以前より雑種地となっているためでございます。 NO2 願出物件所在 岩田高木 地目 田、面積 95 m²他 1 筆 願出理由は、平成 6 年より宅地として使用しているためでございます。 NO1 の案件につきましては、昭和 55 年以前より雑種地として利用しているため、非農地証明願いの承認については、問題がないものと考えます。 NO2 の案件につきましては、平成 6 年より宅地として使用している

	ため、非農地証明願いの承認については、問題がないものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用 部会長	議案第 73 号の案件につきましても、農地転用部会としては異議はございません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第 73 号 非農地証明願い承認の件」につきましては、承認することといたします。 次に「議案第 74 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願い承認の件（入口）」について議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	議案第 74 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願い承認の件（入口）についてご説明申し上げます。 被相続人、相続人につきましては議案書をご参照願います。 特例を受ける農地所在 下奈良三田長 地目 田、面積 1,351 m² 受分 全部 相続開始年月日 令和 6 年 1 0 月 1 1 日 本件相続人は、現在も農地を良好に管理されており、相続においても租税特別措置法に規定する適切な農地管理が見込まれる者であると思われまます。承認については問題がないものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	議案第 74 号の案件につきましても農業振興部会として現地確認を行い協議した結果、異議はございません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第 74 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願い承認の件（入口）」につきましては、承認することといたします。 これをもちまして、第 2 2 回八幡市農業委員会総会を終了します。